原規防発第１２０９２４００１号
平成２４年９月２６日

東京電力株式会社
代表執行役社長　　殿

原子力規制委員会

福島第一原子力発電所第３号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象について（指示）

平成２４年９月２２日に福島第一原子力発電所第３号機の原子炉建屋上部のがれき撤去作業において、鉄骨を使用済燃料プールに誤って落下させたことは、当該プール内に保管されている使用済燃料を損傷させる危険性があり極めて遺憾です。

このため、貴社に対し、本件事象についての原因究明及び再発防止対策を講ずるとともに、本件事象による使用済燃料及び使用済燃料プールへの影響評価を行うこと等を同日付けで口頭指示したところですが、下記のとおり文書にて指示します。

記

１．鉄骨が落下したことによる使用済燃料、使用済燃料貯蔵ラック及び使用済燃料プールの健全性への影響を評価すること
２．誤って鉄骨を落下させた原因を究明するとともに再発防止策を講ずること
３．がれき等が使用済燃料プールに落下し、万が一使用済燃料が破損した場合を考慮した安全確保策を構築すること
４．鉄骨等の落下により３号機使用済燃料プールが破損し水が漏出した場合を想定し、その影響を評価するとともに、燃料の健全性を維持するための対応策を示すこと
５．以上について平成２４年１０月３日までに当委員会に対し報告すること
６．上記報告書の当委員会による評価が出るまでの間は、当該がれき撤去作業を再開しないこと

以上